

「高洲・高浜・磯辺地区学校跡施設の利用方針（案）」高洲・高浜地区説明会  
質疑応答要旨

Q 1 本説明会は単位自治会長等、特定のメンバーに対するものであるが、その他の住民にはなぜ行わないのか。

A 1 真砂地区の際と同様の方法である。自治会長等以外の住民の方には意見募集で対応したい。(財政局資産経営部資産経営課)

Q 2 本利用方針案は修正がきくレベルのものか。高浜地区の要望としては、結論だけでなく進捗状況に応じて説明を行い、住民の意見を聞きながら進めてほしい旨要望していた。

A 2 本案は最終ではない。意見を踏まえ、修正できる箇所があれば、修正したい。また、本案は昨年度実施した住民アンケートも踏まえている。  
(財政局資産経営部資産経営課)

Q 3 売却というのは、要望書にまったくない。住民からすれば最も行ってほしくない。また、売却すれば、跡地がどうなるかは関心事である。

A 3 売却の条件等については、改めて説明会を行うかを含め、今後検討したい。  
(財政局資産経営部資産経営課)

Q 4 地元代表協議会の要望内容への反映が示されていないのではないのか。

A 4 【跡施設の体育館・校庭の開放】

海浜市民運動広場を返還する代わりに、旧磯辺二中で校舎を除却しサッカー・野球及び体育館を活用するスポーツ広場を整備予定である。また、活用する旧高浜二小について稲毛高校附属中の使用に支障のない範囲で利用していく予定である。

(市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課)

【特別養護老人ホーム、高齢者が集える施設】

特別養護老人ホームは介護保険事業計画に基づき計画的に整備しており、美浜区は現在2か所（高洲地区・磯辺地区）しかなく、地域の偏在をなくすために新たに幸町地区・稲毛海岸地区、また次期計画で真砂地区に整備する予定である。いきいきプラザ・センターについては、現在全庁的に見直し中であり、今回すぐに整備はできない。(保健福祉局高齢障害部高齢施設課)

**【避難所の指定、防災会等のための備品倉庫】**

避難所の指定については、活用する施設は引き続き指定する。体育館だけでなく校舎も活用することで対応したい。また、備品倉庫等については、引き続き活用する跡施設の主たる施設管理者に要請してスペースを確保してもらうことが資産経営会議で決められており、その方向で対応する予定です。

(総務局防災対策課)

**【地域活動施設】**

高洲・真砂の両コミュニティセンター、高浜・磯辺の両公民館、美浜文化ホールがあることから、新たな整備は困難である。(財政局資産経営部資産経営課)

**【児童関連施設】**

保育所については、今後保育需要の大きな伸びが見込まれないことや、子育てリラックス館については、箇所数の少ない他区を優先すること、周辺に立地する児童福祉施設の移転の必要性もなかったことなどから、今回整備は見送るものである。

(財政局資産経営部資産経営課)

Q 5 高齢者の集える場所を整備してほしい。

A 5 コミュニティセンター・公民館・いきいきプラザなどがあるので、新規整備は考えていない。(保健福祉局高齢障害部高齢施設課)

Q 6 避難所指定について、旧高浜二小の教室等は災害時に自由に使えるのか。

A 6 旧高浜二小の校舎部分は拠点福祉避難所として指定を考慮しており、校庭・体育館部分については、通常の避難所として指定する予定。今までは、体育館のみで避難所の収容人数を算定していたが、校舎を含め算定することとしたので、全体としては充足すると考えている。高洲・高浜・磯辺地区では、想定避難者数に対して収容人数の割合が約 124%である。(総務局危機管理課)

Q 7 旧高浜二小は体育館のみでは収容人数が足りないと思う。

A 7 旧高浜二小の校舎部分は二次的避難所である拠点福祉避難所として指定する予定のため、体育館のみで避難者を収容できない場合は、他の避難所でカバーしたい。校舎を含め算定し直したところ、地区全体の想定避難者数はカバーできる。ただし、災害時には臨機応変に対応したい。

(総務局危機管理課)

Q 8 旧高洲二小を売却とのことだが、避難所の収容人数としては大丈夫なのか。

A 8 高洲地区全体としては、想定避難者数 7,071 人に対し、避難所収容人数が約 7,500 人であるので、収容できると考えている。(総務局危機管理課)

- Q 9 旧磯辺二中の校舎を壊すのはもったいない。壊さずに時間をかけて案を考えるべき。
- A 9 旧磯辺一小・二小及び海浜市民運動広場を返還するため、地元のスポーツ団体の活動場所を確保する観点からスポーツ広場が必要であり、校舎を除却してスポーツ広場として整備していきたい。(財政局資産経営部資産経営課)
- Q10 いきいきプラザ・センターを見直している最中に売却を決定するのはいかがか。個人的には、いきいきプラザ・センターは足りないと思う。コミュニティセンター・公民館等、類似機能含めて使えば足りるなどという説明がほしい。また、10人未満の団体には貸さないという決まりがあるため、どんどん交流の場を失っていく。
- A10 10人未満の団体に貸さないということについては、確認して回答する。いきいきプラザは各区に1か所設置しており、今後増やす予定はない。コミュニティセンター・公民館等含め類似機能を持つ施設について、横断的な見直しを進めている。  
(保健福祉局高齢障害部高齢施設課)
- Q11 旧高洲二小の売却にあたって条件付けはできないか。
- A11 地元自治会から、マンションに高齢者施設を複合したものを建設してほしいという要望があった。売却にあたってはこういった意見も考慮しながら検討したい。  
(財政局資産経営部資産経営課)
- Q12 地元自治会からマンション建設の別の要望書が提出されたとのことだが、地元代表協議会としては、2年間かけて要望書を練り上げており、同じ扱いは不満である。地元代表協議会は売却という要望は出していない。跡地を活用してほしいのが、要望である。あまりに返還や売却があり不満である。
- A12 地元代表協議会のほかに高洲地区の一部自治会や磯辺地区の跡地活用検討会といったところから要望書をいただいた。すべてを参考にしたが、基本は地元代表協議会の要望を軸として検討している。その後に個々の要望をいただいたなかで高洲地区からは、売却しマンションと高齢者施設が一体となったものを建設してほしいという要望をいただいたので、売却にあたっては、そういった条件も検討するというものである。(財政局資産経営部資産経営課)